



## 顔写真・氏名等の表示義務廃止

### — 国交省 運転者証に関する法改正通達 —

国土交通省は8月1日付けで道路運送法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を公布した。これに伴い、タクシーをはじめバス・自家用有償旅客運送において、車内での乗務員の顔写真や氏名等の表示義務が廃止された。

これまでは道路運送法に基づく省令により、タクシーの運転者の氏名等を「旅客に見やすいように掲示しなければならない」と定められていた。運転者に責任感を持たせ、乗客が利用した車両を特定しやすくするためだ。

しかし、乗務員のプライバシー保護や乗客からの理不尽な要求等、カスタマーハラスメントを防ぐ観点から、その必要性が疑問視されるようになり、今年1月に開催された全自交労連 第101回中央委員会での国交省旅客課長の講演の際にも、全自交 神奈川県地連の仲間が直接国交省に改善を求めている。その後、全自交も関わりながら国交省内で検討がなされ今回の通達による改正に至った。

今回の法改正の目的は乗務員が安心して働ける職場環境の整備だ。したがって事業者はそれを十分に理解し速やかな対応を実施するべきである。新しい運転者証への更新には経過措置期間があるが、その間にあっても我々は適切な対応を事業者に求めていかなければならない。

全自交は職場環境の改善のため、現場で働く仲間からの声をもとに、今後も訴え続けていく。